

## 第2種地域



### 歴史・風致ゾーン

**方針** 歴史的建造物や緑あふれる自然など資源を活かした景観を保全します

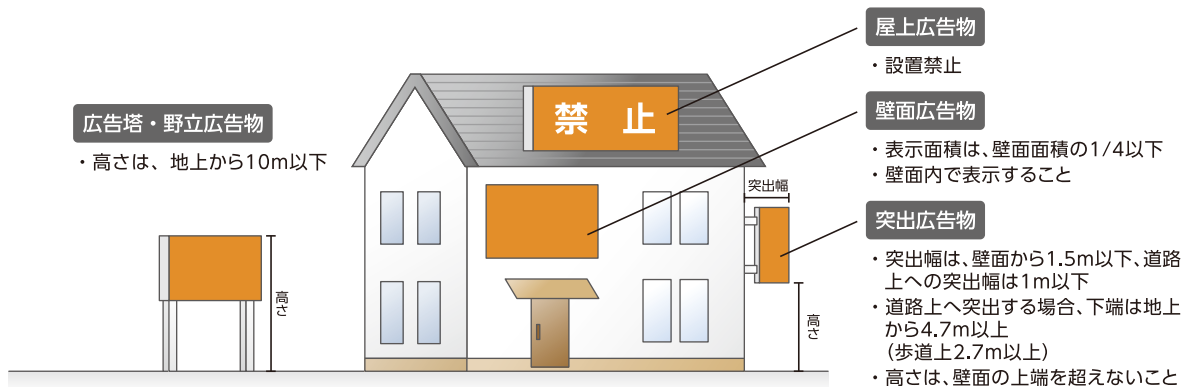
**対象地域**

- ・ 国宝・重要文化財に指定された建造物の周囲
- ・ 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区
- ・ 都市公園、政令で定める公園又は緑地
- ・ 古墳、墓地 など

**適用除外** 自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

## 自家用広告物の基準

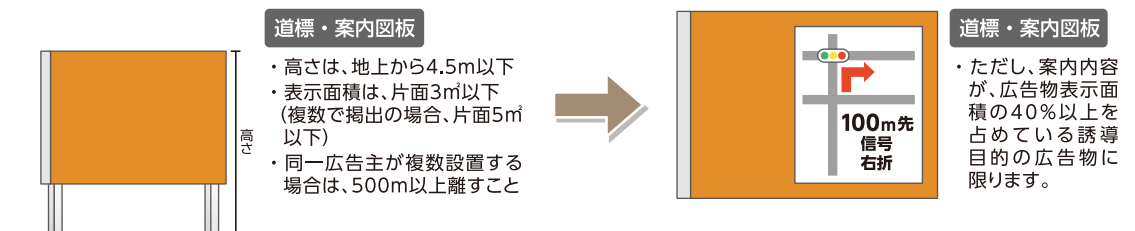
自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



## 非自家用広告物の基準

非自家用広告物は設置できません。

※ただし、案内や誘導を目的とする道標・案内図板は設置できます。



※案内内容とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示すものです。

## 電光掲示板

設置禁止です。

## 色彩（一般基準）

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。